

福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例の概要

第1 主な内容

1 開示請求における不開示情報の範囲（第4条関係）

- (1) 旧条例及び福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「情報公開条例」という。）で開示している「公務員等の氏名」について、不開示情報から除外する規定を置くもの。
- (2) 旧条例及び情報公開条例で不開示としている「人の生命等の保護に支障を及ぼすおそれのある情報」について、不開示情報に加える規定を置くもの。

2 開示請求等の手続（第5条、第9条及び第12条関係）

保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の決定期限について、いずれも旧条例と同等の期限となるよう規定を置くもの。

《開示・訂正・利用停止請求の決定期限》

開示請求	訂正請求	利用停止請求
【旧条例】 ・ 期 限：7営業日 ・ 延長後：20営業日	【旧条例】 ・ 期 限：20営業日 ・ 延長後：40営業日	【旧条例】 ・ 期 限：20営業日 ・ 延長後：40営業日
【改正法】 ・ 期 限：30日 ・ 延長後：60日	【改正法】 ・ 期 限：30日 ・ 延長後：60日	【改正法】 ・ 期 限：30日 ・ 延長後：60日

3 保有個人情報の開示請求における手数料（第7条関係）

旧条例及び情報公開条例と同様に、写しの作成及び送付に要する費用を徴収する規定を置くもの。

4 審査請求の手続（第14条及び第23条から第29条まで関係）

旧条例と同様に、審議会への諮問の期限や開示請求等に特有の調査権限についての規定を置くもの。

5 行政機関等匿名加工情報の利用契約における手数料（第15条関係）

個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第31条に定める国の行政機

関における額と同額の規定を置くもの。

〈国の行政機関における額〉

a. 受付や審査事務等	21,000円
b. 職員が匿名加工情報の作成を行う場合	3,950円／時間
c. 匿名加工情報の作成を委託する場合	委託費用の全額

6 審議会への諮問（第16条から第22条まで及び第30条関係）

条例の改廃、個人情報の取扱いに関する運用上の細則及び特定個人情報保護評価について、審議会に諮問することができるよう規定を置くとともに、委員の人数など審議会の組織や運営に関する規定を置くもの。

第2 施行期日等

1 施行期日

令和5年4月1日

2 経過措置

(1) 附則第8項

この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、施行日に、この条例による改正後の福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「新条例」という。）第18条第2項の規定により委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(2) 附則第9項

この条例の施行の際現に旧審議会の会長である者又は会長の職務を代理する委員として指名されている者は、それぞれ、施行日に、新条例第19条第1項の規定により会長として定められ、又は同条第3項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。